

かりや健康づくりチャレンジ宣言事業所認定制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、従業員及びその家族の健康づくりを積極的に進める事業所をかりや健康づくりチャレンジ宣言事業所（以下「チャレンジ事業所」という。）として認定することにより、健康への意識を高め、職場での継続的な活動へ繋がるよう、働く世代の健康づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「事業所」とは、常時雇用する労働者を有する法人、個人、団体（国及び地方公共団体を除く。）で、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 所在地が刈谷市内にあること。

(2) 労働基準法、労働安全衛生法、健康増進法等の関係法令に違反する行為を行っていないこと。

(3) 代表者及び従業員が刈谷市暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(認定要件)

第3条 チャレンジ事業所の認定の対象となる事業所は、別表に掲げる必須要件を全て満たし、かつ、同表に掲げる選択要件を3以上満たす事業所とする。

(認定の申請)

第4条 チャレンジ事業所の認定を受けようとする事業所は、かりや健康づくりチャレンジ宣言書（様式第1号）を市長に提出し、又は電子情報処理組織（刈谷市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年条例第2号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により市長に申請しなければならない。ただし、全国健康保険協会愛知支部（以下「協会けんぽ」という。）に加入している事業所は、協会けんぽを通じ、市長に提出するものとする。

(認定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、チャレンジ事業所として認定するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定をしないときは、文書により、その旨を申請者

に通知するものとする。

- 3 認定審査に際しては、必要に応じて申請者への聞き取り調査等を行い、申請内容等の確認を行うこととする。

(認定証の交付)

第6条 市長は、チャレンジ事業所として認定した事業所に、かりや健康づくりチャレンジ宣言事業所認定証を交付するものとする。

(認定期間)

第7条 第5条第1項の規定による認定の有効期間は、認定された日の属する年度の末日とする。

- 2 チャレンジ事業所からチャレンジ事業所としての認定の更新を希望しない旨の申出がある場合を除き、チャレンジ事業所としての認定の更新をするものとする。

- 3 第5条及び前条の規定は、前項の規定による更新の認定について準用する。

(変更の届出)

第8条 チャレンジ事業所は、第4条の規定により提出した宣言書（当該チャレンジ事業所としてこの条の規定により提出した宣言書がある場合は、直近の当該宣言書）の内容に変更があった場合は、速やかにかりや健康づくりチャレンジ宣言事業所変更届出書（様式第2号）を市長に提出し、又は電子情報処理組織を使用する方法により市長に申請しなければならない。ただし、協会けんぽに加入している事業所は、協会けんぽを通じ、市長に提出するものとする。

(実施報告)

第9条 チャレンジ事業所は、毎年度、3月末日までにかりや健康づくりチャレンジ宣言実施報告書（様式第3号）を市長に提出し、又は電子情報処理組織を使用する方法により市長に申請しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、チャレンジ事業所が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (2) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他市長がチャレンジ事業所として適当ではないと判断したとき。

(表彰)

第11条 市長は、優良な取組をしたチャレンジ事業所に対して、表彰を行うことができる。

(表彰の基準)

第12条 第8条に定めるかりや健康づくりチャレンジ宣言実施報告書(様式第3号)に基づき点数化し、評価を行うものとする。

2 評価点の合計が60点以上のチャレンジ事業所を優良な取組を実施した事業所とする。

3 市長は、前項の評価に際して、その取組内容、実施状況等を勘案して、評価点を加点又は減点することができる。

(表彰の時期)

第13条 表彰は、毎年7月までに行う。ただし、特別の事情があるときは、これを変更し、又は中止することができる。

(広報)

第14条 市長は、チャレンジ事業所の名称をホームページ等により周知するとともに、本制度の普及に努めるものとする。

2 チャレンジ事業所は、「かりや健康づくりチャレンジ宣言事業所」の名称を使用し、印刷・掲示等による普及啓発を行うことができる。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

認定要件

必須要件	健診を全社員に実施
	法令を遵守
選択要件	受診勧奨の取り組み
	ご家族への健康づくりに向けた取り組み
	ストレスチェックの実施
	管理職及び一般社員それぞれに対する教育機会の設定
	適切な働き方の実現
	コミュニケーションの促進
	病気の治療と仕事の両立支援
	特定保健指導実施機会の提供
	食生活の改善
	運動機会の促進
	女性の健康保持・増進に向けた取り組み
	社員の感染症予防
	長時間労働者への対策
	メンタルヘルス不調者への対応
	受動喫煙対策（禁煙又は分煙）

様式第1号（第4条関係）

（表）

かりや健康づくりチャレンジ宣言書

事業所の名称	(ふりがな)
事業所の所在地	〒 刈谷市
代表者名・職名	
従業員数	人
業種	
連絡先	担当部署名
	担当者名
	電話番号
	F A X
	電子メール
<input type="checkbox"/> 事業所名の刈谷市ホームページ掲載を希望しない。 ※ホームページにて、認定事業所を紹介します。掲載を希望しない場合に限り記入してください。	

裏面のとおり取り組むことを宣言します。

年 月 日

所在地

事業所名

代表者名

(裏)

健康づくり取組内容について、記入してください。

必須要件	<input type="checkbox"/> 健診を全社員受診
	<input type="checkbox"/> 法令を遵守
選択要件 ※3以上選択	<input type="checkbox"/> 受診勧奨の取り組み
	<input type="checkbox"/> ご家族への健康づくりに向けた取り組み
	<input type="checkbox"/> ストレスチェックの実施
	<input type="checkbox"/> 管理職及び一般社員それぞれに対する教育機会の設定
	<input type="checkbox"/> 適切な働き方実現
	<input type="checkbox"/> コミュニケーションの促進
	<input type="checkbox"/> 病気の治療と仕事の両立支援
	<input type="checkbox"/> 特定保健指導実施機会の提供
	<input type="checkbox"/> 食生活の改善
	<input type="checkbox"/> 運動機会の促進
	<input type="checkbox"/> 女性の健康保持・増進に向けた取り組み
	<input type="checkbox"/> 社員の感染症予防
	<input type="checkbox"/> 長時間労働者への対策
	<input type="checkbox"/> メンタルヘルス不調者への対応
<input type="checkbox"/> 受動喫煙対策（禁煙又は分煙）	

様式第2号（第8条関係）

かりや健康づくりチャレンジ宣言事業所変更届出書

年 月 日

刈谷市長

届出者 所在地.....

事業所名.....

代表者名.....

かりや健康づくりチャレンジ宣言事業所認定制度実施要領第8条の規定により、
次のとおり届け出ます。

変更年月日		年 月 日
変更した内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
担当者	所属部署	
	氏 名	
	電話番号	
	F A X	

【かりや健康づくりチャレンジ宣言実施報告書】

事業所名		所在地	
従業員数		主な業種	
電話番号		FAX	
代表者名		担当者名	
メールアドレス			

●当てはまる実績のすべてに○をつけてください。（1つの項目内でも重複可とし、それぞれ加点します）

●取り組み優秀事業所に対する表彰基準は60点以上です。

150点満点

必須項目	項目	取り組み内容			備考
		10点	5点	1点	
	健診を全社員受診 ※正社員以外がない場合の 100%受診は5点	100% (派遣社員・パートを全て含む)	100% (派遣社員・パートの50%を含む)	100%未満	全社員：やむを得ない理由があるものを除き全員 ① 健診直前に、長期の病気休職となった場合 ・産前産後および育児休業により1年を超えて休業している場合

選択項目	項目	取り組み内容			備考
		5点	3点	1点	
①	二次健診の受診勧奨の促進	受診結果の把握	受診の有無の把握	受診の個別勧奨通知	二次健診：再検査、精密検査
②	ご家族への健康づくりに向けた取り組み	健診受診費用の補助	勧奨イベントの実施または参加	掲示板・口頭等による周知	勧奨イベント ① かりや健康マイレージチャレンジシートの家族への配布・回収
③	メンタルヘルス対策	市の出張型健康講座（こころ）の利用	＜社員が50人以上の企業＞ ストレスチェック実施後の対応あり ＜社員が50人未満の企業＞ ストレスチェックの実施	こころの健康に関するチラシ・ポスター等の社内設置や情報提供	
④	管理職や一般社員に対する教育機会の設定	市の出張型健康講座の利用	社内外の健康の増進につながる研修の実施または参加	健康の増進につながる定期的な情報提供	定期的な情報提供 ① 市が発信するチャレンジメールや健康づくり応援情報を社内へ発信
⑤	年次有給休暇取得促進への取り組み	連続した2日以上年次有給休暇取得の推奨 または 有給休暇取得率が50%/年以上	年次有給休暇取得計画表を作成し見える化を実施 または 定期的な取得状況の確認	年次有給休暇取得目標を6日/年以上に設定	
⑥	コミュニケーションの促進	かりや健康マイレージチャレンジシートを全社員の10%が提出	会社主催の親睦会やイベントを1回/年以上実施	かりや健康マイレージチャレンジシートの社内設置または配布	全社員：派遣社員・パートを全て含む市内全事業所の社員

選択項目	項目	取り組み内容			備考
		5点	3点	1点	
⑦	体調不良や病気の治療と仕事の両立支援	傷病休暇制度等の整備	時短勤務の許可や作業内容等の適性化の実施	社内外への相談窓口の設置や情報提供	
⑧	特定保健指導実施機会の提供	健診の結果、必要とされた対象者に保健指導を実施 (実施率50%以上)	健診の結果、必要とされた対象者に保健指導を実施 (実施率30%以上50%未満) または 就業時間内の実施機会の確保	保健指導に関する情報提供	
⑨	食生活の改善	食堂・自動販売機等での健康に配慮した食事・飲料の提供や栄養成分表示の実施 または 市の出張型健康講座(栄養・食生活)の利用	社内外の食事に関するセミナー等の実施または参加	食生活に関するチラシ・ポスター等の社内設置や情報提供	
⑩	運動機会の促進	スポーツイベントや体力測定の実施または参加	通勤時間や就業時間内に実施できる運動の推奨	運動に関するチラシ・ポスター等の社内設置や情報提供	就業時間内に実施できる運動 ⑩・ラジオ体操やストレッチ ・階段の利用
⑪	女性の健康保持・増進に向けた取り組み	婦人科検診の費用補助 または 婦人科検診の就業時間内の時間の確保	妊娠中の社員に対する業務上の配慮ができる制度の構築	婦人科検診の受診勧奨 (社員または家族向け)	
⑫	社員の感染症予防	インフルエンザ予防接種の費用補助を実施	換気設備の整備や換気ルールの導入を行う等、職場の環境整備	感染症に関するチラシ・ポスター等の社内設置や情報提供	
⑬	過重労働・長時間労働への対策	定時退社日の設定と実施	管理職による早期帰宅の呼びかけや面談等の実施	対応が必要な社員や高リスク者の把握	
⑭	受動喫煙対策	敷地内禁煙の実施 または 禁煙外来の費用補助 または 市の出張型健康講座(たばこに関する内容)の利用	屋外の喫煙所は人通りの少ない場所に設定 または 禁煙日・禁煙タイムの設定	受動喫煙や禁煙に関するチラシ・ポスター等の社内設置や情報提供	市の出張型健康講座：たばこの害と受動喫煙
⑮	その他(今年度中に新たに 取り組んだこと) (1つにつき7点で2つまで) ※上記の内容との重複は除く	○ ○			⑩・従業員に対して健康講座のテーマを募集し、 講座内容を検討している ・かりや健康マイレージを活用し、目標達成者への特典を設定など自由にPRしてください。

合計は未記入でも結構です 合計 _____ 点

●取り組み優秀事業所に対する表彰基準は60点以上です。優秀賞のうち、120点以上+項目⑩1つ以上を金賞、100点以上を銀賞、80点以上を銅賞とします。

●表彰対象事業所には別途通知します。

※かりや健康づくりチャレンジ宣言辞退希望の方は、刈谷市保健センター(健康推進課)までご連絡ください。